

県道18号と東海道沿道における 屋外広告物の共通推奨ルールガイドライン(案)

(写真4枚挿入予定)

屋外広告物の大津市・草津市での共通推奨ルールガイドラインは、びわこ東海道景観協議会において策定されました。

両市を結ぶ幹線道路である県道18号は、雄大な琵琶湖や美しい対岸景観を眺めることができ、ロードサイドには商業施設や住宅が立ち並ぶなど、両市のにぎわいある景観をつくり出す重要な路線です。

また、歴史街道である東海道は、両市の都市景観に風情を与えてくれる大切な場所です。

本ガイドラインは、その場所ごとのまちなみと調和した屋外広告物が並ぶことにより、魅力ある景観を守り、地域らしさを創造していくことを目的として、県道18号および東海道沿道での推奨ルールを定めるものです。



大津市 × 草津市



県道18号での推奨ルール

近江大橋をはさんで両市を結ぶ県道18号は、琵琶湖や対岸景観を眺めることができ、ロードサイドには商業施設や住宅が立ち並ぶなど、両市のにぎわいある景観をつくり出す重要な路線です。屋外広告物による両市のつながりある景観づくりのモデルとして推奨ルールを設定します。

色彩基準

彩度10以下

○雄大な琵琶湖と背景の山並みの美しい眺望との調和に配慮した基準とします。

屋上広告物

高さ:地上から設置箇所までの高さの1/3以内かつ3m以下

面積:20㎡以下

○高さ基準だけでなく、面積の基準を設けることで、横への広がりを抑え、琵琶湖など眺望とのバランスが取れる基準とします。

自家用広告物

(屋上広告物を除く)

高さ:6m以下

○琵琶湖や山並みの眺望とにぎわいあるまちなみのバランスをとりながらも、県内をリードする高さ基準とします。

非自家用広告物

(屋上広告物を除く)

高さ:3m以下 かつ 面積:3㎡以下

○現状、様々な大きさの看板が立ち並んでいる状況であることから、高さや面積の統一を期待できる基準とします。

連携対象区域



県道18号（大津港口～矢橋中央）の道路境界から30m以内の範囲を対象区域とします。



東海道沿道での推奨ルール

東海道の風情ある景観に配慮した屋外広告物により、東海道のつながりを意識した景観形成を広げていくため、東海道沿道に推奨ルールを設定します。

色彩基準

彩度6以下

○東海道の風情あるまちなみとの調和に配慮した基準とします。

屋上広告物

設置しない

○スカイラインを揃え、東海道の風情あるまちなみとの調和を図るため、設置しないことを推奨します。

自家用広告物

(屋上広告物を除く)

【連携重点ゾーン】高さ:4m以下

【つながりゾーン】高さ:6m以下

○道幅のせまい東海道のスケール感を意識するとともに、東海道の歴史が色濃く残る連携重点ゾーンでは、徒歩での目線の高さも意識した基準とします。

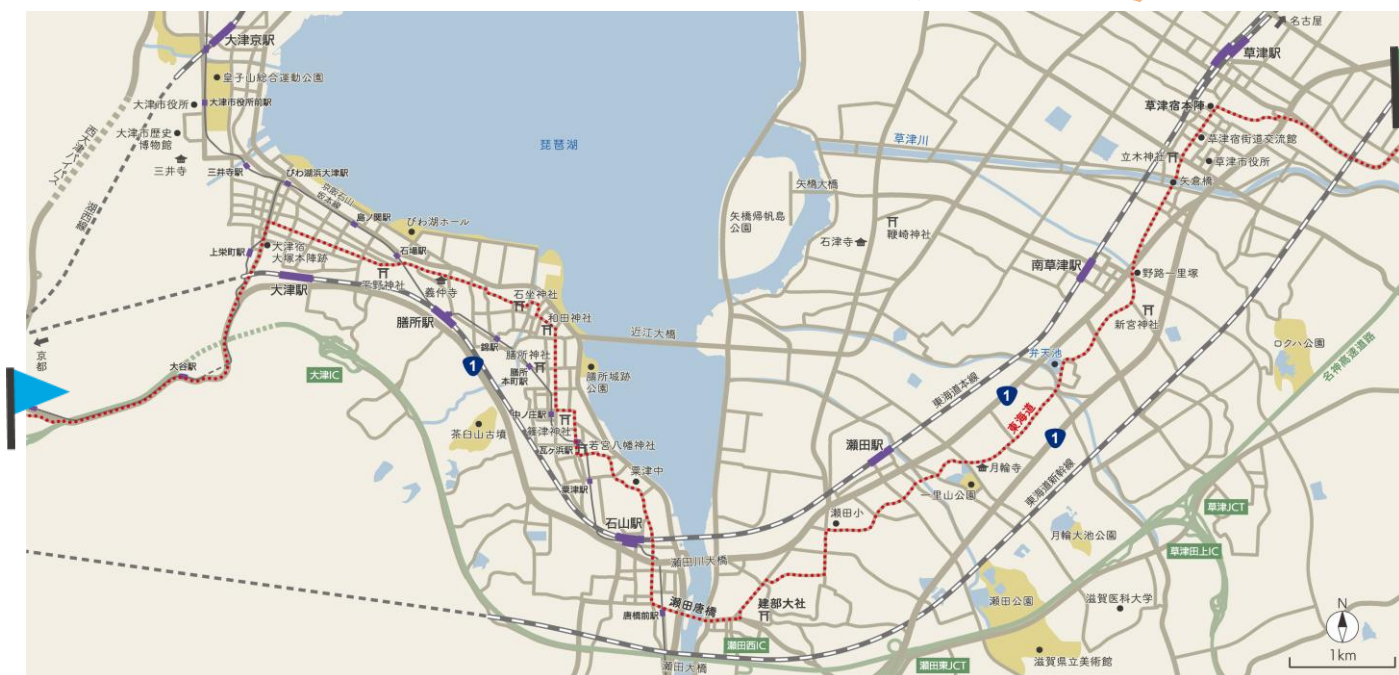
非自家用広告物

(屋上広告物を除く)

高さ:3m以下 かつ 面積:3㎡以下

○風情あるまちなみとの調和に配慮し、県内で景観をリードする基準とします。

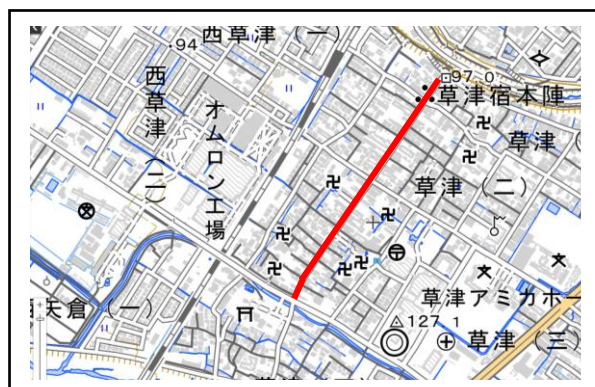
連携対象区域



東海道沿道境界から25mまでの範囲が対象区域です。以下の区域を【連携重点ゾーン】とし、それ以外の区域を【つながりゾーン】とします。



旧東海道沿道京町通り地区の区域
(道路中心線から25mまでの区域)



東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区の区域
(道路中心線から15mまでの区域)

びわこ東海道景観協議会

びわこ東海道景観協議会は、大津市民と草津市民が互いに協力し、良好な景観の保全および創造に取り組み、愛着と魅力あるものとして次世代へわたすため、また、景観資源の活用および良好な景観形成を持続的に推進していくため、市民、事業者、大津市および草津市の行政が三者協働のもと、共通の場で利害の異なる課題について協議および調整し、課題解決を図ることを目的としています。

びわこ東海道景観基本計画

広域的な観点から、良好な景観資産を保全し、創造するために、目指すべき景観形成の目標とその実現に向けた基本的な方針を定めることにより、景観の形成を進めるとともに、いっそう愛着と魅力あるものとして未来に継承することを目的とした基本的かつ総合的な計画です。



びわこ東海道景観基本計画における屋外広告物による景観形成について

● 目標 まちなみと調和した屋外広告物で景観を守り、地域らしさを創造する

● 目標像



幹線道路の屋外広告物イメージ



東海道沿道の屋外広告物イメージ

方針① 屋外広告物の新たなルールによる魅力ある沿道景観の保全

方針② 屋外広告物の魅力による地域らしさの創造

屋外広告物がまちなみにぎわいを担う景観要素として、幹線道路の商業施設や住宅の中に溶け込み、活気とエネルギーが感じられる沿道景観を創造していきます。また、歴史街道である東海道沿道においても、周辺のまちなみと調和した屋外広告物によって東海道の風情ある景観を守り、地域らしさを創造していきます。

大津市都市計画部都市計画課

〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号

TEL 077-528-2770 FAX 077-527-1028

草津市都市計画部都市計画課

〒525-8588 草津市草津三丁目 13 番 30 号

TEL 077-561-6507 FAX 077-561-2486

(令和7年●月発行)